

後期高齢者医療保険料の軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や、後期高齢者医療保険に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行にあたり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことになりました。

平成31年度は、これまで均等割額が9割軽減となっていた方は、8割軽減に変更になります。そのほか、軽減の条件や期間が下記のとおり変更になります。

なお、平成31年度の保険料の均等割額は39,500円、所得割額は（総所得金額等－基礎控除33万円）×8.00%です。

■平成30年度

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円＋「 27万5千円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円＋「 50万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減

所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます（軽減後の年間保険料：19,700円）。



■平成31年度

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	8割	7,900円
33万円＋「 28万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円＋「 51万円 ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減

所得割額がかからず、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます（軽減後の年間保険料：19,700円）。

【問合せ先】

保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213（直通）
 保険料の納付について 茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

大型連休中のごみ収集・ごみ処理施設への自己搬入について

4月から5月にかけて天皇の即位に伴う大型連休が予定されています。この間のごみ収集については、月曜日から金曜までの祝日は平常どおり対応します。また、ごみ処理施設も平常どおり営業しています。詳しくは、下表または平成31年度版ごみカレンダーをご覧ください。

なお、長期休暇時期は、ごみ量が多くなりますので、大量のごみをまとめて出すことのないようにご配慮ください。

月	4月				5月						
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
ごみ収集	×		○						×		○
施設搬入	×		○						×		○

○：平常どおり対応 ×：休み

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

あぶないよ 画面見ないで 前を見て 5月11日(土)～5月20日(月)

春の全国交通安全運動

春は、新生活が始まり、新入学児童・生徒の登下校中の交通事故の危険性が高まります。また、歓送迎会など、お酒を飲む機会が増える時期です。飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーの向上に取り組むことで、交通事故を防止しましょう。

確認しよう！運動の重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - ・ドライバーは、子どもや高齢者を見かけたら十分注意し、減速・徐行しましょう。
 - ・高齢運転者の方は、運転適性診断等を受け、身体機能の変化を確認しましょう。
- 自転車の安全利用の推進
 - ・自転車は車両です。原則として、車道の左側を走行しましょう。
 - ・スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転はやめましょう。
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ドライバーは、全ての座席でシートベルト等が装着されているか確認しましょう。
 - ・チャイルドシートは、子どもの体格にあったものを選びましょう。
- 飲酒運転の根絶
 - ・「飲酒運転はしない」という強い気持ちを持ちましょう。
 - ・お酒を飲む際は、ハンドルキーパーを決めましょう。



【問合せ先】 町民協働課 ☎ 029-291-8802（直通）